ゆうゆうポイント利用規約新旧対照表

※下線部分は改定箇所

旧	新
ゆうゆうポイント利用規約	ゆうゆうポイント利用規約
第１条～第６条　（略）	第１条～第６条　（略）
第７条（ポイントの有効期間） 　ポイントを利用することができる日から、そのポイントが消滅する日までの期間（以下「有効期間」といいます。）は、**最後にポイント数が変動（当社がポイントを付与し、又は会員が利用することをいいます。以下同じとします。）した日から１年**とします。ただし、当社が特に有効期間を定めて付与したポイント（以下「期間限定ポイント」といいます。）及び第９条第２項により譲り渡されたポイント（有効期間は５か月とします。以下「期間限定ポイント（譲渡）」といいます。）については、ポイントの変動の有無にかかわらず、その有効期間を適用します。 ２　期間限定ポイントの数の変動は、前項本文の変動に含まれない場合があります。 ３　当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、有効期間を経過したことにより消滅したポイントについて何ら補償を行わず、また、一切の責任を負いません。	第７条（ポイントの有効期間） 　ポイントを利用することができる日から、そのポイントが消滅する日までの期間（以下「有効期間」といいます。）は、**当社がポイントを付与した日から２年後の同月末日まで**とします。ただし、当社が特に有効期間を定めて付与したポイント（以下「期間限定ポイント」といいます。）及び第９条第２項により譲り渡されたポイント（有効期間は５か月とします。以下「期間限定ポイント（譲渡）」といいます。）については、ポイントの変動の有無にかかわらず、その有効期間を適用します。 ２　期間限定ポイントの数の変動は、前項本文の変動に含まれない場合があります。 ３　当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、有効期間を経過したことにより消滅したポイントについて何ら補償を行わず、また、一切の責任を負いません。
第８条～第１８条　（略）	第８条～第１８条　（略）
附則	附則
附　則（２０２５年７月１日） 本規約は、２０２５年７月１日から実施します。	附　則（２０２５年７月１日） 本規約は、２０２５年７月１日から実施します。
附　則（２０２６年２月１１日） 本規約は、２０２６年２月１１日から実施します。	附　則（２０２６年２月１１日） 本規約は、２０２６年２月１１日から実施します。
附　則（２０２６年３月１９日） 本規約は、２０２６年３月１９日から実施します。	附　則（２０２６年３月１９日） 本規約は、２０２６年３月１９日から実施します。
	附　則（２０２６年１１月１３日） **本規約は、２０２６年１１月１３日から実施します。**
別記　ポイントの利用について　（略）	別記　ポイントの利用について　（略）